

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

情報共有・報告

- ・保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける
- ・管理者等へ報告し、事業所内で情報共有する
- ・指定権者へ報告する（衛生物品等の支援の必要性を含む）
- ・利用者の主治医・担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村へ報告する

※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

利用者の場合

- 診断結果の確定まで**
- ・報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する
 - ・介護ヘルパー等の感染防止策を徹底した上で、必要なサービスの提供を行う。
 - ・特に独居高齢者等、喫緊のサービス提供が必要な利用者については他の訪問介護事業者にサービスの提供等を依頼する。

職員の場合

- 風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合
 - ・自宅待機の上保健所の指示に従う
- 症状がない場合
 - ・保健所等と相談の上、サービス提供を行わないことが望ましい
 - ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

特に同居者に感染を疑う症状がある場合

- ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。

※保健所等の指示に従うこと

- ・基礎疾患を有する方・妊婦等は重篤化のおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
- ・事業所内のマスク着用

サービス提供時の留意点

- ・介護ヘルパー等の感染防止のため、サービス提供前後の手洗い・うがい、マスク・エプロン・使い捨て手袋（飛沫感染リスクが高い場合は必要に応じゴーグル等）の着用、咳エチケットの徹底等の実施
- ・濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、可能な限り担当職員を分ける又は最後に訪問する
- ・訪問時間の短縮
- ・長時間の見守り時は利用者との距離を保つ
- ・訪問時の換気徹底
- ・利用者が利用する体温計等は消毒用エタノールで都度清拭する。
- ・衛生物品等、必要な支援について指定権者に相談する。

訪問・居宅介護の必要性が認められサービスを提供する場合

疑われる者が発生した場合速やかに

感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をご参照ください。